

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、透明性が高く健全な経営体制の確立、そして事業環境の変化に対応した迅速かつ的確な意思決定システムの構築を重要な経営課題として捉えています。

その一環として、取締役の任期を1年とし、毎年株主の皆さまによる信任の機会を設け、緊張感を持った経営を行っています。また、コンプライアンス(法令順守)の強化・定着化を推進しています。

決算や重要な経営情報等については、IRポリシーに基づき、タイムリーかつ適切な情報開示を行い、また、ステークホルダーとの双方向コミュニケーションを行うことにより、経営の透明性を高め、市場との信頼関係構築に努めていきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
前多 俊宏	29,314	21.93
株式会社ケイ・エム・シー	25,240	18.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,313	3.23
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	2,503	1.87
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1,700	1.27
株式会社昭文社	1,680	1.26
メロン バンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	1,619	1.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,509	1.13
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンション ファンズ	1,462	1.09
シービーエヌワイ プリンシパル ライフ インシュランス カンパニー (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1,280	0.96

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	大阪 JASDAQ
決算期	9月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

・取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めています。

・株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

・取締役および監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む)および監査役(監査役であった者を含む)が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めています。

・社外取締役および社外監査役との間の責任限定契約

当社は、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できることを目的として、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めています。

・取締役会において決議することができる株主総会決議事項

1. 自己株式取得

当社は、資本政策の遂行にあたって機動的に自己株式を取得することを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得できる旨を定款に定めています。

2. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
小名木 正也	他の会社の出身者				○				○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
小名木 正也	○	—	経営者としての経験と実績、および当社との利害関係がないという独立性を有しており、当社の経営方針の決定や業務遂行の監督などの役割を十分に果たすことを期待できることから、適当な人物であると判断しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室は定期的に報告会を開催し、情報共有を図ることで、効率的な業務監査活動を運営しています。また、監査役と内部監査室は会計監査人である新日本有限責任監査法人と定期的に意見交換会を開催し、業務上や会計上の課題について情報を共有するように努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
箕浦 勤	公認会計士									○	○
中村 好伸	弁護士									○	○
崎島 一彦	他の会社の出身者									○	
大矢 和子	他の会社の出身者				○					○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
箕浦 勤	○	2011年9月末現在において当社株式を32株保有しています。	公認会計士としての経験が豊富であり、独立した立場から当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から、適当な人物であると判断しました。
中村 好伸	○	——	弁護士であるとともに、企業法務実務の経験が豊富であり、独立した立場から当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から、適当な人物であると判断しました。
崎島 一彦	○	——	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から、適当な人物であると判断しました。
大矢 和子	○	——	他社顧問および監査役等の豊富な経験、幅広い知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から適当な人物であると判断しました。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上に加えて、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題として位置付けています。特に、経営の主体者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、ストックオプション(新株予約権)制度は効果が高いと考えています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、当社および子会社の取締役、従業員への利益配分の一環として、業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2011年9月期の取締役の報酬等は下記のとおりです。

■ 報酬等の総額
取締役: 212,183千円
うち社外取締役: 4,200千円
監査役: 31,425千円
うち社外監査役: 31,425千円

■ 報酬等の種類別の総額
・基本報酬
取締役: 136,678千円
うち社外取締役: 4,200千円
監査役: 31,425千円
うち社外監査役: 31,425千円

・ストックオプション
取締役: 18,218千円
うち社外取締役: —
監査役4名: —
うち社外監査役: —

・賞与
取締役: 57,287千円
うち社外取締役: —
監査役: —
うち社外監査役: —

■ 対象となる役員の員数
取締役: 10名
うち社外取締役: 1名
監査役: 4名
うち社外監査役: 4名

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。監査役報酬は、監査役協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対し、取締役会事務局担当部門(総務部)が取締役会に上程される議案について資料等の準備および情報提供を行い、要請があれば補足説明を行っています。監査役職務を補助する組織として監査補助を行うための監査役付の使用人を配置し、取締役会事務局の運営や、資料作成等のサポートを行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は社内取締役8名および社外取締役1名で構成し、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。また社外取締役は、当社との利害関係のないという独立した立場から取締役会の監督機能強化や経営の中立性、客観性を高める役割を担っています。監査役については4名すべてを社外監査役とし、そのうち1名を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。経営の執行にあたっては、業務執行に対する責任の明確化と意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用するとともに、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2~3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定を行っています。主要子会社の代表取締役には原則として当社の取締役が兼職する体制とし、事業の状況に関する定期的な報告を受けるようにしています。また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することを通じて、経営状況のモニタリングを適宜行い、牽制機能をより強化しています。会計監査人には、新日本有限責任監査法人を選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談・確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上に努めています。税務・法務関連業務に関しても、外部専門家と顧問契約を結び、随時アドバイスを受けています。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、斉藤浩史、大屋浩孝の2名であり、両名ともに新日本有限責任監査法人に所属しています。それぞれの2011年9月末時点の継続監査年数は、5年(2006年10月~)、1年(2010年10月~)になります。なお、当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、他4名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役を含めた取締役会における意思決定および業務執行を行いながら、社外監査役を含めた監査役会、内部監査室、会計監査人による適正な監視体制の連携がとれ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と中立性は十分に確保されていることから現状の体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	出来るだけ多くの株主の皆さまにご出席していただけるよう、平日開催でなく、土曜日あるいは日曜日、祝日に開催するよう努めています。
電磁的方法による議決権の行使	より多くの株主の皆さまが議決権を行使できるように、第14期定時株主総会(2009年12月23日開催)から、パソコンおよび携帯電話によるインターネットを通じた議決権行使を受け付けています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	管理信託銀行等の名義株主さま(常任代理人さまを含む)については、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。
その他	株主総会の終了後、社長自身が直接株主の皆さまに、当社グループの事業の状況および今後の方向性についてご報告する機会として、「近況報告会」を開催しています。また、当社のホームページに、招集通知および決議通知を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ適時・適切に伝えることを目指し、IRポリシーを策定し、当社ホームページに公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を開催し、社長自身がアナリスト・機関投資家の皆さまに、決算の内容や事業の状況、そして今後の事業展開等について説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上においても、IRポリシーに基づき、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めています。掲載しているIR資料としては、決算短信、決算説明会資料、報告書、アニュアルレポート、有価証券(四半期)報告書、株主総会の招集通知等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にIR担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	携帯サイトの健全利用に対する取り組みや、義援金活動、携帯サイトを通じたダウンロードチャリティ活動などを実施しています。また、エコキャップの回収活動や社用封筒などに寄付金を含む用紙の利用することにより、世界の子どもにワクチンを贈る活動を支援しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	市場関係者の皆さまを、事業発展に向けた重要なパートナーであるとの認識に基づき、長期的な信頼関係を構築するために、IR活動の基本方針を以下の通り定めIR活動を実施しています。 1. 正確・迅速な情報開示 2. 公平な情報開示 3. 積極的な情報開示 4. 分かりやすい情報開示

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「法令・社会倫理規範の遵守」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

1. 管理部門

当社の事業部門、機能部門およびグループ会社の会計、経理、人事、総務等の管理機能を当社の管理部門に一元的に集約することにより、間接業務の効率化だけでなく、牽制機能として機能するよう運営しています。

2. IR部門(経営企画室)

経営企画室長は、原則として重要な意思決定を行う経営会議に出席し、グループの重要情報を一元的に把握することにより、正確・迅速・公平・積極的に情報開示する体制の構築を図っています。

3. 内部監査室

内部監査室では、職務執行の監視に加えて、社内規程の遵守状況および業務活動の有効性・効率性を中心とした業務監査活動を実施しています。また、財務報告の信頼性確保に向けて、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。

4. コンプライアンス委員会

個人情報を含めた企業内の情報、そして法令・社内規範の重要性についての啓蒙そして施策の検討・導入、社員への教育という一連のサイクルを実施していくことにより、法令・社内規範を遵守する体制の構築を図れるよう、内部監査室と連携しながら運営しています。

5. リスク管理体制

当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析、対応策の検討を行っています。

リスク案件のそれぞれの評価を行い、これに対応したリスク管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、リスクを網羅的、総合的に管理する体制の整備、強化を行っています。

6. 情報セキュリティ委員会

当社が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を適切に確保するため、情報資産やその取扱い、情報セキュリティの基本的な考え方、ルール、手続きを定め、情報資産の管理徹底を図れるよう運営しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

また、総務部と法務室に不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士や所轄警察署と連携して適切な措置を講じていきます。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

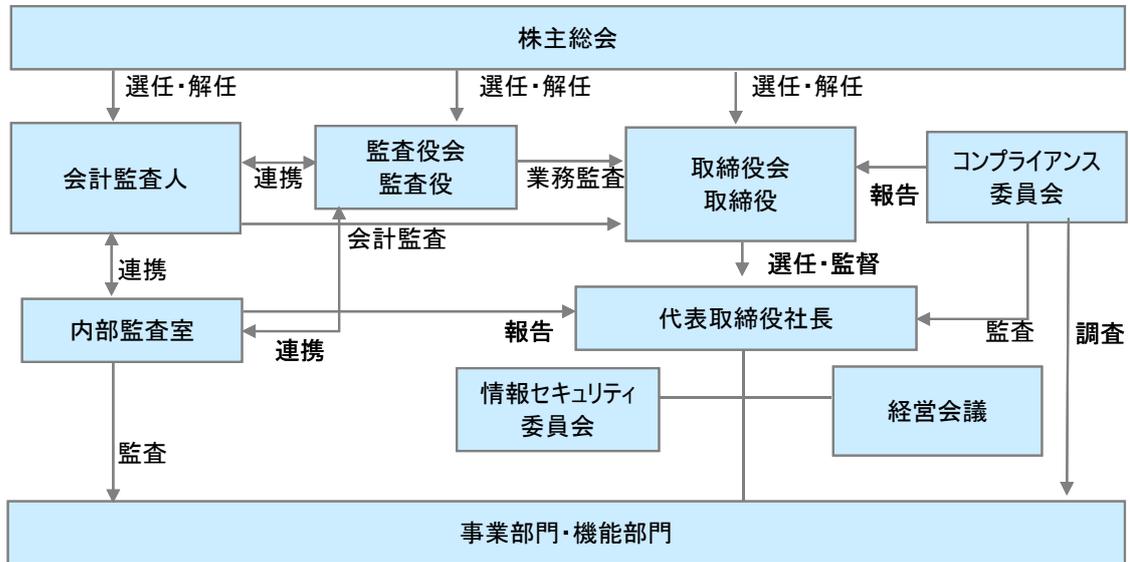
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

情報開示社内体制

取締役会または経営会議において決議した重要な決定事実、決算情報は、情報取扱責任者(取締役 コーポレート・サポート本部長)に集中するとともに、発生事実についても発生部署から情報取扱責任者に情報を集中する体制をとっています。開示の必要性について、情報取扱責任者と経営企画室で検討し、その必要があると判断した場合は、速やかに手続きを行い、当社ホームページへの掲載等や、必要に応じて報道機関への公開を広報室と連携しながら実施しています。

(参考資料)

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

